

## 質問及び回答

No.	業務名	頁・番号等	質問事項	回答
1	東松山市総合福祉エリア給食業務	別紙2 給食業務従事者人員基準	『※昼食は施設内調理を行う。ただし、朝食、夕食はこの限りではない。』と記載がございますが、クックチル方法を導入する場合、ブラストチラー(急速冷却器)を導入検討は可能でしょうか	調理方法などは各業者の判断となる為、現状の厨房にない機器等の導入は想定していない。ただし、業者による機器の持ち込みなどは双方の協議により、この限りではない。
2		—	施設管理栄養士不在時、慣例として委託従業員が施設朝礼に参加し、食事提供に関わる情報のヒアリングを実施。従業員の出退勤時間にも影響が出る為、『参加なし』とさせて頂きたいのですが、問題ないでしょうか。	当日の朝、食事提供(形態や食数(請求数))における最終確認の場になる。確認時期や方法など、食事提供への影響が無いよう双方での協議としたい。
3		—	駐車場は無償にて使用させて頂けますでしょうか。	敷地内の駐車場に、無償で利用可能。
4		別紙1 給食業務の分担表	業務分担表「給食日誌の作成」につきまして、書式等は法人様にてご準備しておられますでしょうか？また、必須項目でしょうか？	給食日誌書式は委託会社で準備いただく。(無ければ、様式例など参考にされたい。)また、給食日誌は献立とご利用者の入退所(食形態、食数等)、従事職員の管理などとして証憑書類ともしており、必須項目となる。
5		仕様書 8頁	ハーフ食の現在の食数をご教示願います。	現在、ハーフ食は1/3量の人も含めて4名。